

令和7年度  
茨城県予算編成に関する  
政策要望書

茨城県議会公明党議員会

2024年12月6日



# 令和7年度茨城県予算編成に関する政策要望書

公明党は本年11月17日に立党60年を迎えました。あらためて、党創立者池田大作先生の示された「大衆とともに」との創立の原点に立ちかえり、茨城県民の「衆望」を担い、県民の期待に応える前進を期して参ります。

先の衆院選で自民公明の連立与党は過半数を確保できませんでした。国の政策決定に多様性と協議の期待もありますが、国政の流動化と不安定化が地方に影響しないことを願うばかりです。国と地方の関係は再構築が必要かもしれません。本県の県政運営は、更なる「選択と集中」の推進が重要でありましょう。

先日、発表された令和3年度県民経済計算によれば、本県の一人当たり県民所得は、東京都、愛知県に続いて、過去最高の全国第3位でありました。加えて、実質経済成長率6.6%の全国4位、県内総生産(名目)14兆5,391億円の連続11位は、本県の安定的な生産活動と消費行動が活発であり、「いばらき幸福度指標」の基盤を確立する成果であると思料します。

一方で、人口減少に歯止めがかかりません。人口戦略会議は、今後30年間で子どもを産む中心世代である20～30代の若年女性が50%以下になる「消滅可能性自治体」と指摘されたのは本県で17市町村との指摘もありました。人口減少のみならず地域間格差も広がりも心配です。人口減少対策のカギは、「女性の意識や実態を重視した政策遂行」と「大胆な外国人

材の受入れと登用」であり、県政運営のキモになると確信いたします。

このようななか、茨城県議会公明党議員会は、「今こそ、サステイナブル(持続可能性)とレジリエンス(柔軟な回復力)の深化を図ろう」をテーマに、本県発展のために必要不可欠な政策要望を、県庁各部に配した12の大項目のもと合計467項目の「令和7年度茨城県予算編成に関する政策要望書」を作成したところであります。

大井川和彦知事におかれては、知事就任2期8年の総仕上げに余念なく、現下の政策課題に挑戦と応戦の連続であると拝察するところであります。知事の構想力と指導力への期待はいやました高まります。ついては、公明党としてここに示した政策要望の各項目と背景にある衆望に真摯に向き合い着実な実現を図られますよう念願してやみません。

令和6年12月6日

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県議会公明党議員会

幹事長 高崎 進

八島 功男

村本 修司

山本 美和

# 目 次

I	総務分野	1
II	政策企画分野	3
III	県民生活・環境分野	5
IV	保健・医療分野	9
V	福祉分野	12
VI	営業戦略分野	16
VII	産業分野	19
VIII	農林水産分野	21
IX	土木分野	24
X	防災分野	28
XI	教育分野	30
XII	警察分野	35

## I 総務分野

1. デジタル・ガバメント(行政 DX)を推進し、Society5.0 時代にふさわしい県民のためのデジタル技術とデータ活用による県民の利便性向上と県職員等の人的資源を県民サービスに振り分け、県民生活の質の向上に取り組むこと。
2. 県内自治体との情報システムの標準化や共通化を推進すること。国の目指す期限までの完成させ、地方交付税の減額などのペナルティを受けてはならない。
3. デジタル県庁を推進する際には、申請業務以外の庁内業務にもICT活用する必要があるが、RPA、AI等のデジタル技術の導入や電子決済などの協議のデジタル化ではなく、業務改善が目的であることを最重要視して、各部毎に活用に関する目標を定めて取り組むこと。
4. 行政の無駄を排除するために、PDCAサイクルやKPI活用は、県庁内部における見直しではなく、行政事業レビューとして県民に向けてオープンに実施すること。
5. 県の幹部職員をはじめ審議会や委員会等の委員に女性を積極的に登用すること。  
県主催のセミナーの開催やメンター制度の導入などにより、県内各界における女性リーダーの発掘と育成を積極的に推進すること。また、県審議会や外郭組織に男女共同代表制を導入すること。
6. 障がい者の自立と社会参加を促進するために、障がい者の法定雇用率達成を速やかに進め、県職員としての障がい者採用枠の拡大し、県庁におけるノーマライゼーションを確立すること。
7. 国政選挙、県知事選、県議選、市町村長選、市町村議員選挙の投票率アップの推進に取り組むこと。電子投票やコンビニ投票なども検討し、若年層の投票を促すこと。
8. 私立高校授業料無償化の所得制限を緩和するなど県独自の助成制度により、対象者の拡大を図り、教育負担の軽減に取り組むこと。
9. 県の優れた施策や取組について、県民により分かりやすく、広く周知することを目的に、15市2町2村をサービスエリアとするケーブルテレビで、知事記者会見や議会中継などを含め、更に県政情報を充実させることを検討すること。  
また、映像は児童生徒への訴求力もあることから、教材としての利活用も検討すること。
10. 公会計制度適用の意義を深化させ、県財政の貸借対象や損益計算を分かりやすく説明すること。県債や特例的県債の圧縮により県の借金の削減に務めること。
11. 企業会計のROAやROEの考え方を導入し、県有資産の有効活用に勤め、積極的な民間活用に注力すること。と同時に、「公共政策」の役割を明確に公共財の維持発展に努めること。
12. 決算特別委員会で公明党委員が質疑した趣旨と項目に従い「主要政策の成果に関する報告書」を改定すること。改定するにあたっては、外部委託を活用すること。
13. 県庁職員のDXスキルの向上を目指して、研修や人材配置を効率化するために、県職員の業務の見える化を行いデジタルに関する習得すべき項目等を体系化し、リスクリングの実施を図ること。

14. T X土浦駅延伸の方向性の決定に基づき、T X土浦駅延伸が国の交通政策審議会の答申に掲載されるように、B/C I. Oを確保すべく沿線開発と人口増加を目指し、周到な準備をすること。同時に、県民に進捗状況を報告できるように整備すること。
15. 103万円の壁の問題に発する「税と社会保障の見直し」が急務である。地方公税の減少や県民税の縮小にあって一般財源の確保に務めること。
16. 低所得の高齢者が安心して暮らすために、必要となる医食住関連施設を整備して、廉価で居住できる新規集合住宅や公営住宅の周辺に買い物、金融、医療、介護、行政などの機能を集積した且つ移動手段の限られた高齢者が徒歩圏内で生活できるようなケアコンパクトシティの構築を実施すること。例えば、県営住宅にコンビニエンスストアを設置し、笠間市で導入されたWebを使った役所の機能を付加した施設を新設すること。特に、人口減少の激しい市町村にて推進すること。  
また、移動販売車についても稼働地域の拡大を図り、金融、行政、医薬品受け渡しなど搭載機能の充実化を図ること。
17. 家屋を取り壊すと特例措置が適用されていた固定資産税が解除され税負担が大きくなることから、家屋の解体が進まない状況が発生している。老朽空家の対策は喫緊の課題であり、家屋解体後一定期間、固定資産税の特例措置を延長することを県が主導して市町村と研究し実現させること。
18. 不動産取得税の住宅用土地の軽減措置要件について、現状の要件期間が新築では3年以内、中古では1年以内となっている。期間が短い為、ユーザの利便性を向上させるために、それぞれ、5年以内、1年以内に延長すること。
19. 販売の為に保有し、商品として登録している中古二輪車の車両は、毎年、軽自動車税や重量税の支払いがあり、中小事業者の経営を圧迫している。この税金の免除または減額を実施すること。
20. 大規模イベントの警備単価については、基準となる金額設定がなされておらず、都度契約によって決定されている。公共の発注する警備は、高度な水準が要求されることから、安全を最重要と下基準単価を設定すること。その時には、昨今の物価上昇を考慮したものとする。
21. 自然災害などにより、公共発注のイベントにおける警備業務がキャンセルとなる事例が発生している。キャンセルした場合の保障を明確にしたキャンセルポリシーを制度化すること。尚、キャンセルポリシーは、基本的な契約条項であり、事業の種類によるものではない。県において、ルール化すること。
22. 各種の基金の残高が積み上がり滞留していることから、利活用について積極的な事業展開をすること。
23. 地方交付税の減少など地方税の減収が見込まれる。地方税減収にあっても現在施行中事業の縮小がないように努めること。国に地方の公共サービスの低下が行らないよう給付金や補助金の造成等を働きかけること。
24. 茨城県公益通報者保護制度の県民周知と理解を促進し、適切な運用を図ること。特に、通報者保護の徹底が必要であり、窓口担当者のスキル向上を図ること。県庁内においても同様であることを周知すること。

## II 政策企画分野

25. 高齢者の移動手段確保のため、自宅から目的地まで、利用したい時に、自由に利用できる自動運転バスと鉄道事業やタクシーとも組み合わせた複数市町村による広域交通ネットワークとして、MaaSなどの社会実装を図り、未来型の交通システムを県主導で構築すること。  
特に、住民による地域モビリティ支援を早急に実施すること。
26. タクシーやバス等公共交通の人材不足が、深厚な課題となっている。災害時や教育現場からの要請時に必要な移動手段を提供できる体制を構築する必要がある。このため、二種免許取得時の補助を行い、人材確保を支援すること。
27. タクシーやバス等公共交通は、物価高騰・燃油高騰の影響を大きく受けている。且つコロナ禍前の状況に回復しておらず、経営上非常に厳しい状態となっている。助成金による支援や固定資産税の減免などの支援を行うこと。
28. 公共交通もゼロカーボンを実施する必要がある、電気自動車等の導入を支援すること。
29. 茨城県の幸福度を「見える化」する幸福度指標は、地域課題に対する問題意識を醸成するに有効なことから、常に洗い替えすること。  
その洗い替えの視点は、医療・防災・食・農をはじめとする「レジリエンス」の力を発揮することが重要である。
30. 新たな地方創生の10年を目指して人口減少社会克服の県政運営に取り組むこと。そのためにも市町村の垣根を超えた地域連携の形を県として企画立案し、市町村への指導と助言を強化すること。
31. 子どもたちに幸福を実感させ、本県で産み育てやすい環境づくりの指針ともなる「子どもたちのための幸福度指標」を策定すること。
32. 持続可能な公共交通や物流環境の整備を行うこと。地域交通における市町村の垣根を超えたデマンドバスやデマンドタクシーの運行を柔軟に対応し、免許証返納した高齢者の求める「買い物」「病院通院」「駅」などへのアクセスを確保する施策を策定すること。
33. デジタル化社会を構築する中で、県民のデジタル資産を守ることは、最重要課題であり、最新技術を常に導入する必要がある。CSIRT（情報セキュリティ管理事務局）のCIOだけではなく、実務担当者の情報セキュリティに関する技能を向上させるため、更に多くの民間専門家を登用して、県自前の人材の構築でセキュリティ強化を図ること。
34. 現在、県庁内システムの情報セキュリティは各部局が担っており、担当する職員のデジタルリテラシーを高めるなど人材の育成を実施すること。
35. 今後、スマートデバイスの活用による効率化を進めるために、高齢者へのパソコン、スマートデバイスに関する講座を支援するなど、その普及促進に努めること。  
また、各市町村を支援してスマートデバイスの普及にも努めること。
36. 県内地方鉄道事業者への安全投資に対する補助制度（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助）における補助条件の緩和と補助率の引き上げ（収支状況による変動補助率と自治体協調条件の撤廃）を実施すること。
37. 運航時間の更なる短縮などJR常磐線の利便性を確保すること。そして、JR常磐線の東京駅・品川駅乗り入れは実現したものの、乗り入れ本数やサービス体制、運賃体系には

課題も多いことから、改善に向けて交渉を継続し、常磐線の増便と乗降客の増加を図る政策を推進すること。

38. 常磐線の羽田直接乗り入れを県政発展のチャンスと捉え、新たな国内観光客やインバウンド客の取り込みを図る企画立案に注力すること。
39. 風水害に強いＪＲ常磐線の構築と赤塚、柵町などの踏切を立体化することで削減し、東京駅と水戸駅間を１時間で結べるよう、国やＪＲ東日本に働きかけること。
40. 一般乗合バスの地域間幹線系統の補助制度があるが、県における適用要綱を国レベルと整合を取り、適用しやすくなるように検討すること。
41. 政策立案の今後の課題として、社会経済情勢の変化や県民ニーズの把握を捉えた実効性の高い施策の実施が求められており、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）が重要視されている。この政策立案・評価を実施する際に、AI・ビッグデータの活用を検討すること。  
EBPM推進には、様々な課題をデータにより分析し、且つ数学的理論に基づき効果やリスクを検証できるデータサイエンティストの存在が今後益々重要となるため、その育成を実施すること。
42. テレワーク等の活用によるワーケーションやステイケーションなど、新たなライフスタイルを積極的に提案し、移住促進を推進すること。
43. SDGsの更なる推進加速に向けて啓蒙活動というステージから一歩踏み出して、SDGs推進本部を設置することや、小中高の学校部門や企業部門などを設けた『茨城県SDGsアワード』を開催し、顕著な活動に対して県の表彰制度を創設すること。
44. 古民家再生事業の拡大により新しい観光資源を創出すること。
45. つくばエクスプレスの土浦延伸を強く推進し、費用対便益を向上させるための地域開発計画を市町村と共に検討し具体的構想として発表すること。
46. 地域の名産・名物、その地域ならではの特色を再発見・再構築し、地域の誇りにできる新しい町村おこし運動を推進すること。その中で、地域おこし協力隊の推進と活用、定着、任期後の継続等を推進すること。  
中でも、シン・いばらきメシ総選挙2024が開催され、多くのご当地グルメが誕生した。これを一過性のイベントとせず、財産となるように令和7年度もフォローのための事業を展開すること。
47. 人口減少が著しい県北地域において、「住み続けられる街・地域」を実現するために、安心安全な街のモデルビジョンを示すこと。その際、地域に密着した産学官の活力を活用して、防災レジリエンス、適正なインフラ整備、ICT利用環境評価、環境適合交通などの観点から評価すること。
48. 日立市が進めるBRT事業に自動運転車両、燃料電池車両などを導入し、新たな交通システムの整備を支援すること。併せて、JR日立駅までの全体計画の推進を支援すること。そして、AIやIoT技術を導入した高効率の運行システムの開発を促進すること。
49. つくばエクスプレスの8両化による輸送力増強、東京延伸による利便性向上とともに、通勤通学定期の引き下げを働きかけること。
50. 県南西地域の発展・振興を支える交通インフラ整備として、常総線・竜ヶ崎線の利便性向上施策への支援のために、常総北線において、2005年のつくばエクスプレス線開業

時に県・沿線自治体・鉄道事業者が一体となり実現した快速列車運行について、今後の計画的な施設改良・安全対策への支援を実施すること。

51. 霞ヶ浦二橋建設推進事業を促進するために早期に調査費を予算化すること。
52. 関東鉄道常総線の安全性確保と輸送力増大を図ること。都営地下鉄8号線の茨城県内延伸を働きかけること。水郡線へのS L運行を定期化すること。ひたちなか海浜鉄道の国営ひたち海浜公園までの延伸の一日も早い竣工を実現させること。
53. 県庁組織の意思決定要因となる、PDCAサイクル及びKPI活用に加えて、現場の判断スキルとしてOODA(ウーダ)ループの導入と活用を図ること。
54. 県北BCPのアイデアソンは、これまで企業ビジネスパーソンの掘り起こし及び交流に効果を発揮してきた。今後は、新に創出された事業の成果にこだわった新しいアイデアソンを検討すること。
55. 高齢者の移動手段として有効な住民の共助による地域モビリティの拡充について、県による補助を検討すること。
56. 霞ヶ浦を一周しながら霞ヶ浦を感じるサイクリングとリンクしたカヌー・ヨット・ウィンドサーフィンなどエコスポーツフェスティバルを造成して霞ヶ浦の価値を高めること。
57. 地方創生臨時交付金を積極的に活用すること。県内の生産性向上に資する事業への交付金投下は当然のこと、物価高に苦勞する県民の生活を支える給付等を検討すること。併せて、燃油価格高騰の影響を受けるバス・運送業者への支援を拡充すること。
58. 都市の利便性と地方の自然豊かな生活の両方を楽しめる二地域居住を推進すること。県として空き家改修のモデルを示し、テレワーク用共同オフィスを設置して二地域居住の環境整備をすること。
59. 2050年に想定される県内一人暮らし高齢者45万人、世帯総数の40.4%を想定して県総合計画を策定すること。

### Ⅲ 県民生活・環境分野

60. 2050年までに、温室効果ガス実質排出量ゼロを国として目指す方針が示された。これは、社会構造を変え、あらゆる分野に影響を与える政策であるため、環境教育の推進と県民総ぐるみの取り組みおよび県庁内で部局横断的な活動が必要となる。  
このため、地球温暖化対策実行計画の見直しを早急に進めると共に司令塔となるセクションを政策企画部内に創設し、茨城県としても最重要課題として取り組むこと。  
加えて、茨城県地球温暖化対策実行計画の改定に向けて、目標と具体的な対応策を明確にすることが重要であり、県民に向けたわかりやすい温暖化対策の生活スタイルを明示すること。
61. 環境行動促進アプリなどの導入や県民環境美化運動を推進して、環境対策を県民主体の活動として更に強力に取り組む施策を実施すること。

62. ラムサール条約登録の湖沼については、自然環境の保全に配慮しつつ、農水産物のブランド化や自然観察体験などの推進に取り組むこと。
63. かけがえのない自然環境対策に県として主導する為に、ESG投資を呼び込むグリーンリカバリー政策推進の環境整備に取り組むこと。
64. 太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーの活用を一層促進すること。その際、導入にあたっては周辺環境の保全に留意し、乱開発にならないよう県としての指導を強化すること。特に、大規模太陽光発電施設に関しては、台風によるシステム火災が懸念されることから、ガイドラインに則り、事業者に対する慎重な設置許可及び設置後の安全対策についての指導を強化すること。
65. 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの湖岸部野外フィールドの整備を促進し、県民の親水空間を創出すること。
66. 霞ヶ浦湖上体験スクールの開催日数を増加させ、県民全員が小学校時代に一度は霞ヶ浦の水に触れ、水環境を理解し、霞ヶ浦への愛着心を醸成する事業に磨き上げること。
67. 霞ヶ浦など湖沼・河川の水質浄化を推進すること。アオコ対策に全力を挙げる。高度処理型合併浄化槽の設置や、下水処理における新技術によるリンの除去・回収施設の整備、リン削減やアオコ抑制などに係る実証実験の実施などにより、水質浄化に取り組むこと。下水道普及率及び接続率向上を図るために市町村への支援を強化すること。
68. 世界湖沼会議の成果を踏まえて、いばらき霞ヶ浦宣言2018で示された生態系サービスの衡平性を確保し、それらを次世代に引き継ぐため、市民協働の運動を展開すること。
69. 霞ヶ浦導水事業の早期完成を推進し、霞ヶ浦の水質改善を図り、人と水の親和性溢れる新たな生態系サービスの構築を目指すこと。
70. 環境に配慮して、県の公用車は、2020年代にはガソリン車使用しないようにすること。
71. イノシンなど有害鳥獣対策を推進し、駆除事業を行う専門家などの養成に取り組むこと。  
その際には、有害鳥獣出現時に緊急対応できる人材数の確保を指標として、事業を構築すること。
72. いばらき未来基金の利用促進を図るとともに、「茨城助け合い運動推進事業」の周知に努めること。更に、市民セクターの活動を支援することで、自助、共助意識の高揚を図ること。
73. 高齢世帯等への宅配や見守り・声かけなど、地域の実情に応じ、地域に密着した新たな事業などに取り組むNPO、ボランティア組織、コミュニティビジネスを支援し育成を図ること。  
また、ボランティア的な側面を考慮して、助成金の長期展望を示し、経営のリスク低減を図ること。
74. 高齢者ドライバーの運転事故防止対策として急発進制御システムの設置について支援する補助制度に取り組むこと。
75. 自転車での走行に関して、イヤホンなど違法運転防止の啓蒙や最高速度の設定など安全対策を実施すること。  
加えて、損害賠償保険の加入を促進すること。

- また、ヘルメットの着用を促すこと。
76. 犯罪被害者に対して、医療費負担軽減、公営住宅の活用、支援金、加害者への損害賠償請求の助勢などの支援に取り組むこと。
  77. ザ・ヒロサワ・シティ会館のバリアフリー化を目指し、エレベーターの設置等高齢者に配慮した施設にすること。
  78. 水戸芸術館との連携を図り、海外との芸術・文化の振興を促進すること。
  79. サイクリング関連の自転車レースを新規事業化して新たな観光集客のイベントを造成すること。
  80. サイクルツーリズムを通じた新しい茨城県の地方創生の価値を発信すること。
  81. 新産業廃棄物最終処分場建設について、住民の理解と地元の了解が不可欠であり、基本計画検討委員会での議論を広く住民に周知するとともに、住民、地元の意向を尊重する方策を取り入れること。  
更に、建設する場合には、工事中の国道6号線及び梅林通りの交通状況を監視し、安全を優先させること。また、環境先進都市として相応しい、環境対策を推し進められるようフェーズフリー、つまり平常時と非常時両方で活用できる施設とし、災害対応型の体育館なども併設しては如何でしょうか。いざという時に住民が安心して避難できるような頼りがいのある施設とすること。  
そして、住民の処分場に関する懸念事項を払拭できるような環境保全に関する協定書を早期に締結すること。
  82. 新産業廃棄物最終処分場建設について、万が一、漏水異常検知が発生した際の対策についても、検討して、マニュアルに反映させること。  
また、施工管理における品質管理や工事中の地域の安全確保も大変に重要であり、その手法を明確にして、住民へ説明すること。
  83. 新産業廃棄物最終処分場建設について、県、茨城県環境保全事業団及び笠間市の3者に住民も加えて、4者協定の締結を、県主導で進めること。
  84. 新産業廃棄物最終処分場建設における地域振興策について、真に近隣住民の生活環境の保全及び地域振興に資するものとなるよう県も責任を持って推進すること。
  85. 新産業廃棄物最終処分場建設の名称については、市民に愛される施設を目指して広く市民から募集して、親しみやすい名称とすること。その際に、日立などの地名は入れないように配慮すること。
  86. 県内のPFAS実態調査を急ぎ、安心・安全な飲料水の確保に努めること。
  87. 地域防犯活動に取り組む青パトを支援すること。青パトの自動車税の軽減、自動車保険料の支援、青パト活動中の見舞い機造成(保険料の一部支援)などを検討すること。
  88. 産業廃棄物集積場の出火対策のために防火設備の設置推進と消火活動の取組みを整備すること。
  89. 生物多様性地域戦略を実効性あるものとするためにも、県庁内に設置されている生物多様性センターの移設において計画を策定するとともに、人材の確保に努めること。
  90. 国際化時代に対応した多文化共生社会の実現に取り組むこと。多言語による情報提供や語学ボランティアの育成など、外国人が日本人と共生できる環境を整えること。外国人の

- 受入体制づくりを一層推進するとともに、文化・芸術活動を通じた外国との交流を促進すること。
91. 事業者や各種団体等と連携・協働し、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発に取り組むこと。  
ダイバーシティの視点に立ち、多様性を認めあう社会づくりを進めること。パートナーシップ宣誓制度の理解促進と制度の定着と活用に取り組むこと。  
そして、ダイバーシティ教育を実施し、県民の理解を広げること。
92. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶、特に性暴力の根絶に向けた意識啓発に取り組むこと。
93. 文化芸術とスポーツ活動を再開・継続するための支援を行なうとともに、技術スタッフやトレーナー等も含めた関係団体・フリーランスの活動を支援すること。
94. 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」に、かすみがうらマラソンの国際盲人マラソンの意義を込めて、二人乗り自転車(タンデム自転車)の運用推進を図ること。
95. ナショナルサイクルルートに指定されたつくば霞ヶ浦りんりんロードは、社会資本整備総合交付金などを活用しての整備を促進し、サイクルスポーツやスローライフの環境整備に努めること。土浦駅ビル「プレイアトレ」に設置された星野リゾートが運営するホテル「BEB5」や「りんりんスクエア土浦」を活用して、サイクリスト拠点づくりと情報発信基地として日本一のサイクルリゾート地として整備すること。
96. 茨城デスティネーションキャンペーン後においても、JR常磐線及びJR水郡線に「サイクルトレイン」の新設・増設を求めて、首都圏からのサイクリング愛好者の周遊コースを確保すること。
97. 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」に、ノンストップで走行できる走行空間を整備し、有効でデザイン性に溢れた案内表示をきめ細かく設置するなど、更にサイクリストへのサービスを充実させて地域資源との連携と開発を図る。インスタ映えする四季の花々など風景などの撮影スポットを整備すること。
98. 若年層や高齢者、障がい者、外国人といった、特に配慮を要する消費者に対して、消費者被害のリスクを認識してもらうとともに、万一被害に遭った場合の早期発見や被害拡大防止を図るための取り組みを強化すること。そのために、各市町村へ消費生活相談センターや相談窓口の充実を図るよう働きかけること。
99. 福島第一原子力発電所事故後の霞ヶ浦湖内や流域河川の放射性物質汚染のモニタリング調査を継続的に実施し、適切なデータ収集と公表、及び除染対策の策に取り組むこと。
100. 涸沼の浄化の推進のためにヘドロの浚渫に取り組むこと。
101. 菅生沼周辺の環境保全を図るための支援すること。
102. 新産業廃棄物最終処分場建設において、地域住民の不安を解消するためにも、環境保全に関する4者協定締結及び環境保全委員会設置に向けて、県がリーダーシップを発揮すること。およびそのロードマップを早急に提示すること。
103. 廃棄物の焼却処理過程から発生するCO<sub>2</sub>排出削減を図るため、新たな技術や取り組みについて調査検討すること

## IV 保健・医療分野

104. 総合がん対策の一層の推進や高度先進医療機器の活用などにより、高度医療提供体制の充実に努めること。中性子を活用した次世代がん治療法（BNCT）の早期治験開始を支援すること。
105. 新型コロナウイルス感染症対策など、保健所の果たす役割は重要度を増しており、その体制の充実が必要であり、保健師を含めた人員確保に努め、感染症対策に迅速に対応できる体制の整備を実施すること。
106. 新型コロナウイルス感染後、後遺症に苦しむ方々への専門外来等の整備を継続すること。
107. 看護師や介護士などの人材育成、更に意欲ある人材の専門性、能力向上の観点から、生涯学習センターなどを活用してキャリアアップ講座を実施すること。  
また、賃金など処遇改善にも努めること。
108. 医師の偏在解消のための明確な対策を実行すること。  
その際には、偏在している診療科を明確にして、住民への医療サービスに無駄が生じないような調査及び対策を実施すること。
109. 医師・看護師等医療人材の養成・確保に努めること。寄附講座の開設など医科大学等との連携を強化し、医師の確保に努めること。医師修学資金や地域医療医師修学資金の貸与、女性医師の再就業支援、臨床研修病院の魅力ある研修制度づくりなど、引き続き、きめ細かな医師支援策の充実に努めること。看護師の養成や再就業への取組みを推進すること。
110. 救急医療充実や周産期医療確保、更に県内医師の偏在を早急に解消すべく、具体策をまとめて公表すること。医師不足が特に深刻な鹿行、県北地域における医療体制の確保は特に全力を挙げること。
111. 線維筋痛症、脳脊髄液減少症への理解を深め、検査・治療体制の充実に努めること。患者・家族の支援体制を充実させること。  
その中で、早急に患者の実態把握調査を行うことと専門医の県内の配備を実施すること。  
また、県ホームページの記載内容は、患者の役に立つようなリアルタイム及び実態に基づいた情報とすること。  
更に、「硬膜外持続生理食塩水注入」検査が、茨城県においても容易に実施できるよう対策を講じること。
112. ドクターヘリ運航の充実に努めること。千葉県、栃木県、群馬県、福島県のドクターヘリとの広域連携を一層進めること。ドクターヘリの運用経費補助額の拡大を国に働きかけること。防災ヘリの医療利用を精力的に進めること。
113. 胃がん検診にピロリ菌ABCリスク検査の導入を市町村に対して強く働きかけること。  
また、高校生へのピロリ菌検査導入を検討すること。
114. オンライン診療体制を整備して、患者と医師の信頼性の向上とかかりつけ医としての機能を定着させること。
115. 難病患者が身近な医療機関で治療ができる医療提供体制を整備すること。

116. 救急電話相談がつながりにくい状況を改善するとともに、正確な医療情報を提供するなど、体制を強化すること。  
未だに、繋がりにくいとの苦情があることから、実態把握をすると同時に、繁忙時期を見極め、その期間のみ回線の増設するなどの対策を講じること。
117. ドクターヘリの重複要請解消のため、ドクターヘリの2機目導入を検討すること。また、水戸医療センター駐機場に格納庫を整備すること。
118. 帯状疱疹ワクチン接種を奨励し、市町村と連携して適切な補助金制度を創設し、県内の帯状疱疹ワクチン接種体制を整備すること。
119. 日立市では、婦人科の病院が日立総合病院を含め3院しかなく、しかも初診の患者の診療は実施しない病院もあり、大幅に婦人科が不足している。特に、土曜日の診療は1院しかなく、働いている女性の受診が困難な状況にある。早急に婦人科の診療体制の強化を図ること。
120. 再編統合され職員が集約することとなった9保健所の災害・感染症対応力を強化し、住民サービス水準の向上に努め保健活動の高度化を推進すること。また、保健所の建物の老朽化対策を講じること。
121. 犬猫殺処分ゼロを達成するために、以下に取り組むこと。
- ・中核市となる水戸市の動物指導センターとの連携や、県南地区への新規に動物愛護の拠点施設整備に取り組むこと。
  - ・NPOやボランティアとの連携を強化して、犬猫の保護や譲渡を適切に推進すること。
  - ・動物愛護に関する市町村の取り組みを全面的に支援して連携を強化すること。
  - ・動物愛護の拠点としてふさわしい動物指導センターの建て替えを検討すること。
  - ・地域猫活動に取り組む団体との連携を強化し、避妊去勢手術への助成制度など、支援体制を強化すること。
  - ・センターに収容された犬猫の譲渡率が低いため、民間のNPOやボランティアへ保護や譲渡事業の補助を行うこと。特に、県北地域の民間のNPOやボランティアが非常に少ないことから、早急に対応案を策定して、対策すること。
122. 献血事業の推進を積極的に行い、輸血血液の県内自給率を高めること。  
加えて、白血病等の治療や将来の再生医療の進展に資するため、さい帯血バンクの充実を国に働きかけること。
123. 骨髄バンクのドナー登録を増加させるために、有給の「ドナー休暇」を設けるよう県内企業に働きかけると同時に、県庁においてもドナー休暇を設置すること。  
また、骨髄バンクの重要性及び正確な情報を県民に広めるための施策を展開すること。
124. 「大人の風しん抗体検査及び予防接種」については、事業スタート時からこれまでに抗体検査を受けた対象者は、3割未満となっており、抗体検査を受けた対象者の内、3割以上の方が陰性であったことから早急に予防接種を実施する必要がある。風疹予防についての更なる周知、徹底を図ること。
125. 水戸医療圏の周産期医療体制の維持を図ること。

126. 乳幼児医療費助成制度（マル福制度）を拡充し、18歳未満の児童生徒を全て対象に加えること。市町村の独自事業を支援し、所得制限の撤廃、自己負担の負担軽減を図ること。  
子どもの医療費助成制度について、県の外来補助を高校3年まで対象を拡大すること。
127. 高齢者や子どもたちへの肺炎球菌ワクチン接種を勧奨すること。市町村の独自事業を支援すること。
128. 女性の活躍を推進するフェムテックの理解と推進を図ること。
129. 中央病院やこころの医療センターと地域医療機関等との連携を強化するとともに、新たな県立病院改革プランを策定し、県立病院の全面建て直し、さらなる機能強化と経営改善に取り組むこと。こころの医療センターでのうつ病対策、睡眠医療の体制強化を図ること。県立医療大学において、助産師の養成機能の強化を図ること。
130. こころの医療センターの児童思春期外来のニーズが高まっており、受診待ちの長期化を解消するため、更なる児童思春期の専門医の増員、受付体制の増強などの対策を講じること。
131. 災害時、緊急時の透析患者への透析受け入れ対応として、病院の情報を発信する仮称「災害時の透析メール」の構築を図ること。
132. 介護施設が透析患者の受け入れに不安が多いことから、医療と介護の連携を促し、透析患者の介護施設入所の環境を整えること。
133. 超高齢社会の進展に伴い高齢者の在宅医療のニーズが増加していることから、医師や看護師など医療専門スタッフの確保に取り組み、早期の在宅医療の充実を図ること。
134. 県立病院の果たす政策医療の有り方を再構築して、県一般財源からの支援金額の圧縮と各病院の財政的自立を強化すること。
135. 准看護師を育成し輩出する准看護学院等の運営体制を支援すること。
136. 県内医療圏の位置付けや役割を不断に改訂し連携強化を図ること。特に水戸医療圏については県のリーダーシップが重要であること。
137. 複数頭で徘徊する飼い主が不明の野犬による被害が報告されており、早急に対策を講ずること。
138. 薬剤師不足地域の病院薬剤師解消のため「奨学金返済制度」を継続して実施すること。本県の人口10万人あたりの病院薬剤師数の全国42位を改善し、偏在指標が示す「少数区域」を改善するための新たな施策を実施すること。
139. 子宮頸がんの罹患を減らすため、HPVワクチン接種を勧奨し、接種希望者に情報が届くよう市町村と連携して取り組むこと。
140. こども病院における入院患者の家族への支援策の拡充を図ること。

## V 福祉分野

141. 自殺対策を強化すること。特にコロナ禍において女性・若者の自殺者数が増加したから、相談しやすい体制や相談窓口の周知等を含め、支援策の拡充を図ること。
142. 結婚・出産・子育ての切れ目ない支援を地域社会に構築するため、自らの家庭を持つ素晴らしさを啓発し、茨城県独自の子育て世代への経済支援を充実させること。
143. 結婚や子育てを10代から身近なものとしてとらえられるよう、中高生に対するライフデザインセミナーの実施を推進し、妊娠・出産・子育て等に関する正しい知識の普及啓発を促進すること。
144. 多様化する保育ニーズに対応するため、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育など、多様な資源を活用し、待機児童ゼロをめざすこと。加えて、保育士の処遇改善に取り組むこと。
145. 少子化の対策として、いばらき出会いサポートセンターを更に機能させるために、県民に対する知名度UPの対策を講じること。同時に、結婚・出産・子育てに対するポジティブイメージや社会の応援気運づくりのためのPR事業を実施すること。
146. 保育士確保において、首都圏や近隣自治体による保育士給与上乘せ補助が実施され、財政力の恵まれない自治体が追随できず保育士確保に困難な事例があることから、全県的に適切な処遇を改善し、保育士確保に差異が発生しないような対策を講じること。
147. 母子保健法改正案で市町村の努力義務とされている産前産後ケアの実施を市町村格差が発生しないように推進すること。
148. ゼロから2歳児の幼児保育の無償化に向けて、副食費の無償化に取り組むなど低所得者対策、多子家庭支援などを中心に、県独自の推進策に継続的に取り組むこと。
149. 発達障がい者・精神障がい者に特化した自立支援・就労支援を強化すること。これらの事業に実績ある事業者の県内誘致を図ること。精神障がい2級までマル福適用を早期実現すること。
150. 精神障がい者手帳1級保持者の割合が2級保持者に比べて、本件は他県より少ない。この要因を調査して、是正を図ること。
151. 精神障がい者の社会参加を促進するために、精神障がい者同士によるピアサポート体制の構築すること。同時に、精神障がい者にも対応した茨城版地域包括ケアシステムの実効性および問題点について調査を行うこと。そして、精神障がい者にも対応した茨城版地域包括ケアシステムの普及促進を図ること。
152. 増加する発達障がい児・者の相談への対応が急務であり、手厚い処置をするために支援体制の強化策として人員の増強を図ること。発達障がい者支援センターの運営にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・市町村との連携を強化し、県の責任のもとで相談・支援体制の充実をはかること。
153. 障がい者の社会進出を促進するために、障がい者手帳のアプリ化を図ること。
154. 障がい者ヘルプマークが適切に活用されるように、その意義をもっと広く県民に周知すること。障がい者を支援する意思表示となる「緑色逆ヘルプマーク」に取り組むこと。
155. 障がい者の就労を促進するために、移動支援と介護を一体的に提供し、通勤などにかかる費用についての支援や同行援護や行動援護支援の充実を図ること。

156. 農福連携について、体験会を積極的に実施することにより農業と障がい者をつなぎ、自立した就労の支援に取り組むこと。
157. 発達障がいなど受診を必要とする児童生徒の外来診療を拡大充実させるために、適切な診療報酬の見直しを行い、病院の受入体制が強化されるよう国への働きかけること。
158. 精神障がい者の自立支援医療費負担について、所得制限を設け、低所得者は撤廃すること。
159. 長期化、高齢化する引きこもり対策を強化し、生活困窮者支援法に基づくアウトリーチ等の施策を強化すること。国の就労準備支援事業を市町村が実施するよう働きかけを強化すること。
160. 障がい者差別解消法の施行に伴い、社会的障壁についての理解を深め、必要且つ合理的配慮を徹底し、公共施設、公共機関での障がい者差別を早期に無くすことに努めること。  
同時に、合理的配慮の紛争解決の為に、合理的配慮のガイドラインの作成や相談しやすい窓口の設置を行うこと。
161. 完全なテキストも収め、さらに音声とテキストを同期させた「マルチメディアデザイナー」は、読書に困難を感じる、より多くの人を支援できる。  
全盲の方だけではなく、網膜色素変性症のように狭い視野の方や、弱視そして、高齢の方等様々なタイプの障害を持った方が、本を楽しんでもらえるよう更なる普及に努めること。  
普及を図るためにも、県立点字図書館だけでなく、市町村の図書館においても利用できるよう働きかけること。
162. 児童虐待が増加をしており、職員の負担も大きくなっている。職員の負担軽減策として、虐待の可能性が低い県の安否確認を民間のNPO法人に委託することを検討すること。
163. 児童養護施設や里親家庭で育った若者の自立を支援する必要がある。経済面や自立支援の相談体制の構築するために、厚労省の制度も活用して、民間アパートの借り上げまたは公営住宅を低額で提供し、自立後も気軽に相談できる場づくりなどの支援を充実させること。
164. 児童相談所を利用する子供たちは、不安を抱えて来所する。この時、子どもたちが安心できるようにするために、分室から格上げになった児童相談所において、個室の確保や内装/外装を明るくし、十分な移動用の車両の確保などの環境の整備を行うこと。
165. 子どもアドボカシー実現のための、子ども意見表明等支援事業において、専門職団体のみならず、市民運動として、県民に根付くことが必要であり、本県においても民間団体の設立を目指すこと。そして、県民への啓発活動を加速すること。  
そのためにも、子どもアドボカシー基礎講座の受講促進のための助成などの施策を実施すること。  
更に、アドボカシーは心の通ったやる気のある人材が要である。アドボケイトは、専門職以外も従事できるように配慮および育成促進を図ること。

166. 虐待を受け、保護される子どもは、傷を負っている場合もある。保護された後でも、周囲から傷などを見られて悩む子どもの心情に配慮して一時保護所などに浴室、出来ればトイレなども備えた個室の設置を実施すること。
167. 保護された子どものストレスを少しでも緩和できるよう「アニマルセラピー」つまり「付添犬」を導入すること。
168. 社会福祉士、介護福祉士の国家試験が県内では受験することが出来ず、福祉人材を目指す方の負担となっている。県内でも受験できるよう関係機関へ働きかけを行うこと。
169. 複合的な課題に対する包括支援の強化のため、茨城型地域包括ケアシステムを基礎としつつ、2021年4月施行の「重層的支援体制整備事業」が市町村で着実に展開できるよう、推進を図ること。
170. 生活困窮者の住まい確保や就労などの複数の相談を一括して受け止める「断らない支援相談窓口」支援について市町村の差異がないよう整備を推進すること。
171. 高齢者の健康づくりのモデルケースとして全国から高く評価されている「シルバーリハビリ体操」については、リハビリ体操指導士の育成や健康プラザの機能強化など、より一層、支援を強化すること。
172. 超高齢社会を乗り切るキーワードである「介護予防」を推進するために、要介護状態の進行を防ぐための地域差の県内活動の重層的な事業体系を構築すること。
173. 市町村によって地域格差のない茨城県版地域包括ケアシステムによる事業展開を図るための的確な助言を継続的に実施すること。
174. 介護の現場での人材不足を解消するために、待遇改善やDXの導入誘導、事業のマス効果による効率化促進など、県独自の施策を積極的に実施すること。  
加えて、ケアプランを策定する重要な仕事を担っているケアマネージャーも人材不足が加速しているため、準公務員化など思い切った施策を検討/実施すること。
175. 特別養護老人ホームなどの介護施設は、介護報酬などの収入により経営を行っているが、電気ガス燃料や食材費および人件費などインフレの影響が予想を遥かに上回る勢いで進展しており、3年に1度の介護報酬の見直しでは追いつかず、経営が困難な状況がある。  
県として、本県の介護体制の維持を図るために、3年に1度の介護報酬見直しの間の介護施設におけるインフレ・物価高騰対策を実施すること。
176. 高齢者の健康維持にとって必要な食事の基となる買い物が困難な「買い物弱者」への支援として、公共が更に関与を深めた県内全域に渡る移動スーパーネットワークの構築を図ること。
177. 産み育てやすい茨城とするため、0～2歳児を持つ家庭の支援を図ること。
178. こどもまんなか社会の実現のためプレコンセプションケアの推進を図ること。県のオンライン「いばらき結婚・子育てポータルサイト」を専門的機関として独立させて県庁または水戸駅周辺に設置すること。本相談窓口は対面であるからこそ実施的な効果があると考えらる。
179. 困窮世帯のワンストップ相談体制を構築し、IT技術の導入により、Webでの窓口を創設すること。

180. 孤立する高齢者の増加による社会的孤立問題に対応するため仮称「孤独・孤立対策課」を福祉部に新設すること。
181. フレイル予防の推進と介護体制の充実を図るために、以下を実施すること。
  - ・40歳以上が対象の特定健診と併せてフレイル問診を実施
  - ・軽度認知障がい、所謂MCIの対策の推進
  - ・未病の戦略的エリアの設定、未病サポーターを認定して、フレイル予防して推進
  - ・介護支援ボランティアの対象項目や対象年齢の拡充
182. 成年後見人を育成し、高齢者や障がいの者の身上監護と財産管理に成年後見制度の活用を推進すること。更に、県として司法(裁判所)と市民後見NPO団体等との連携強化を推進すること。
183. 医療的ケア児支援センターの相談体制を強化し、地域格差のない支援拠点の設立と充実を図ること。
184. 不妊相談の他に、夫婦の健康状態を知る健診と妊娠に関する健康教育をセットで行う取り組みを行うこと。また、検診時期を早めに行うこと。
185. 視覚障がい者が文字情報を手軽に得ることができる音声コードの活用を図ること。また、市町村への普及を図ること。
186. 水害等による逃げ遅れが発生しないよう、視覚障がい者向けの「耳で聴くハザードマップ」の作成を推進すること。  
県が導入しない場合、導入意欲のある市町村が活用しにくい状況に対する対策を講じること。
187. コロナ特例貸付として収入減世帯に無利子融資した生活資金である「緊急小口資金」「総合支援資金」の返済開始にあたり、返済免除となる住民税非課税世帯や返済猶予申出世帯に対して、県社協は市町村社協と連携して生活再建に向けた対応を強化すること。個別相談や返済計画の立案や変更について職員体制を増強してきめ細やかに対応すること。
188. 人口急減地域を対象に地域包括ケアシステムの現状を総点検を行った上で、市町村の垣根を越えて専門人材の相互融通や施設の共用などを県が主導で実施する「命を守る広域連携」(仮称)の創設を検討すること。
189. 認知症の人が暮らしやすい社会をめざす政府の「認知症施策推進計画」を基に地域の実情に沿った「茨城県認知症施策推進計画」(仮称)を策定すること。策定に当たっては当事者の意見を反映させること。
190. ひきこもり対策を充実させ、全市町村にひきこもり相談窓口の設置と実効性の有る相談体制を整備すること。ひきこもりしている若者の就労に対しての給付金を造成して社会的自立を推進すること。
191. 8050問題は、家族の問題にとどまらず社会全体に影響を及ぼす重大な課題として、特に要因とされるひきこもり者のそれぞれの背景に寄り添った支援のために、関係機関との連携や市町村における支援を強化すること。
192. 多死社会における斎場の整備を図ること。身寄りのない単身者の死にあって直送や対面可能な冷暗保冷室の設置促進を指導し、設置助成金の造成などを検討すること。

193. 障害者優先調達の推進を図るとともに、県内市町村格差が生じないよう対策を講じること。
194. いばらき身障者等駐車場利用証制度において、短期利用者証の発行を検討すること。
195. 児童相談所等における親子関係再構築のための支援体制を強化すること。
196. 茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画を推進するため、就労支援や住まいの確保など、関係部局での事業の位置付けと予算付けを行うこと。さらにシェルターの拡充や、女性支援員の育成、市町村や民間団体との協働の中で上がっている課題に取り組むこと。

## VI 営業戦略・立地分野

197. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けてた観光そしてホテル・旅館業界を支えるために、その影響の緩和が確認されるまで、断続的な支援を実施すること。その際は、比較的安価なホテル・旅館にも恩恵が行き渡るような施策とすること、そして、利用者が平日も平準化されるよう配慮すること。  
また、県内の観光振興及び貸切バス事業者支援の為に、県内を周遊するツアーの企画やその際に使用するバスへの補助を実施すること。
198. 茨城県の魅力を引き出すには、県民の茨城に対する思いが一番重要である。このため、当事者意識を高め、地域を良くする「シビックプライド」の実践を広げ、協働の精神を醸成するために、「シビックプライド推進室」を設置し、県民総「茨城大好き！」計画を推進すること。
199. 国民宿舎鶯の岬等の地域振興施設が点在する伊師浜国民休養地について、各施設の連携強化を図り、更なる交流人口の拡大を図ること。  
具体的には、ワーケーション用の整備の実施、天皇陛下ご行幸時のお食事のメニュー化を検討すること。
200. 国民宿舎鶯の岬の在り方の検討に際しては、地域における役割、市民の意見、そして地域活性化策など多角的な検討を行い、決定の根拠を示すこと。  
また、特にカントリープラザの活用方法は、大きな柱として検討すること。
201. 「自ら誇らしく語れる茨城」のため県民の意識向上を喚起して、いばらきの魅力の再発見再構築のため、観光振興の地域イベントに対して、積極的な支援を行うこと。いばらき観光マイスター制度を充実し、茨城県のイメージアップにつなげること。
202. 「いばらき観光ブランド」の創出・発信、「いばらき新リゾート構想」の具体化などにより、交流人口の拡大を図ること。
203. 「ナショナルサイクルコース」の選定を活用して、グリーンツーリズム・医療ツーリズムなど、地域資源を掘り起こし、日本版DMOを核とする観光地域づくりを促進するこ

と。都心から近接するアクセス性を特色として、関連14市町村の地域おこしの資源として地域資源と連携して開発すること。

204. 日本遺産に認定された旧弘道館などを積極的に発信し、観光や教育の振興、地域のブランド力の向上を図り、県都水戸の活性化を推進すること。
205. 日立市神峰公園へのジャイアントパンダ誘致に関して、県の関わりを明確にすると共に、誘致した際の周辺道路や駐車場の整備、更に、県北広域周遊観光ルートの設定を推進すること。
206. 筑波山地域ジオパークを活用し、観光振興・地域活性化に努めること。関係市の連携を強化し、インタープリターなどのボランティア養成を積極的に進め、地域住民の参加意識の醸成を図ること。
207. 筑波山にビジターセンター及び生物多様性センターを設置し、筑波山の保全活動、環境教育・観光振興の拠点として積極的な利活用を図ること。
208. 新たな観光スタイルによる観光関連産業の活性化に取り組むこと。
209. 茨城の素晴らしい観光資源を全国に発信するために、SNSを利用した「茨城観光アンバサダー」の認定、推進を図ること。
210. 北関東自動車道・茨城空港などの広域交通ネットワークを活かした産業集積や広域観光を一層促進するなど、地域振興を図ること。
211. 東南アジア諸国との連携を強化し、県内農林水産物や工業技術などの積極的な輸出促進を図ること。特にベトナムとは農業や医療、教育など広範な人材交流を進めること。
212. 東南アジアや北米向けの常陸牛やサツマイモ、メロン、イチゴ、ナシ、コメの輸出を促進するために、海外バイヤーなどの招へいや現地販売お披露目会を開催するなど海外輸出戦略を策定し、「いばらきの豊かな食」を知事のトップセールスを含めて積極的に推進すること。
213. 県内観光施設に、Wi-Fi機能を設置拡充するとともに多言語の案内標識を設置すること。免税店の拡充を図り、外国人観光客による茨城県特産物の消費拡大を図ること。
214. 「茨城を食べよう運動」による地産地消、食育の推進など、組織的・戦略的な農業政策を展開すること。
215. 茨城の農産物のすばらしさを全国にアピールし、茨城農業の販売力強化を図ること。このため、食の専門家を積極的に活用すること。
216. 魅力度ナンバーワンを目指し、いばらきの魅力を全国に発信できる客観的な評価指標を検討すること。
217. インターネットテレビ「いばキラTV」の財源を確保して一層充実させるなど、ICTやSNSサービスを積極的に活用すること。
218. 新規雇用や設備投資を呼び込むために、企業誘致について1社あたり最大50億円の補助をする「本社機能移転強化促進補助金」をより一層活用し、且つ知事のトップセールスの範囲を広げるなど戦略的な企業誘致活動を展開すること。  
併せて、成長分野の外資系企業移転に対しても使い勝手の良い補助制度への改定等に取り組むこと。
219. 茨城の農産物に関して、「いばらきブランド」を強化・育成するため、販路拡大の取組みや流通関係者等との連携を強化すること。

また、「地酒バー」を活用するなど本県酒蔵の良質な日本酒の魅力発信により、全国に茨城の酒を発信すること。

更に、本県産新品種である梨の「恵水」、新たな開発されたブランド豚肉「常陸の輝き」「常陸乃国いせ海老」のブランド力強化に取り組むこと。

220. 国際会議が開催できる施設の整備・誘致を積極的に行い、地域の魅力を生かした戦略的なMICE誘致を実施すること。
221. 茨城空港について、コロナ後を見据えた東南アジア諸国からの積極的な誘致、国内線の更なる誘致に努めること。誘客・対策、さらには、空港ターミナルビルを含めた利活用促進策を展開すること。
222. 首都圏中央連絡自動車道の4車線化の早期完成、及びトイレ休憩設備のある坂東パーキングエリアを早期完成させること。サービスエリアやスマートインターチェンジの整備を遅滞なく進めること。新規工場の誘致など沿線開発を進め、関係地域の均衡ある発展を目指すこと。
223. 新しい工業団地の造成は、企業誘致や就労人口増加を当然として、費用対効果を厳しく算定して、積極的な立地推進の政策を実行すること。誘致優遇施策は県民理解と議会説明が必須である。
224. 茨城中央工業団地整備事業を推進し、完売を目指し、雇用創出となる優良企業の誘致をすること。
225. 広域交通ネットワークの整備、県税の優遇制度、特区制度の活用や新たな企業立地補助金を実施し、戦略的な企業誘致を行うこと。
226. 鹿島地区における素材産業、ひたちなか地区における建機産業など、国際競争力に優れた産業の集積を促進すること。
227. 米の輸出が増加する中で、本県オリジナル「ふくまる」のブランド化を図るなど、他県産米との差別化を図ること。
228. 県広報紙「ひばり」について、視覚障がい者の方へも県の情報が届くよう、県広報紙「ひばり」への音声コードの対応を図ること。
229. 台湾との友好関係を強化すること。文化交流、食の交流、サイクリング交流などの台湾国民と本県民との人的交流に新しい観光旅行メニューを開発して質と量ともに規模の拡大に注力すること。
230. 伝統的な酒造りの登録無形文化財指定の機を捉えて、本県の酒造り文化を国際的に発信し、インバウンド施策に活用すること。

## VII 産業分野

231. 燃油の高騰や物価高の影響で厳しい経営環境にある中小企業への事業継続支援を引き続き行なうこと。
232. 働き方の多様性が求められる中、モザイク型就労システムの活用をはじめとした高齢者及び女性の就業支援を行うこと。
233. 県北地域は、エネルギー基地や重電メーカ、港湾、高速道路等が集積している地域であり、カーボンニュートラル産業拠点創出事業による企業誘致や産業振興を推進すること。
234. つくば国際戦略特区の9つのプロジェクトの事業化、産業化を推進すること。更に、つくばイノベーションエコシステムの構築を図ること。
235. 宇宙ビジネス支援施策の拡充を図り、研究開発や販路拡大、専門家の伴走支援などきめ細やかな支援に取り組むこと。
236. 県公用車への新エネルギー車の計画的導入や燃料電池自動車のための水素充填スタンド設備を拡充することで低炭素社会づくりを推進すること。
237. 次世代がん治療法（BNCT）の開発実用化、生活支援ロボット（装着型サイボーグであるHAL等）や藻類バイオマスエネルギーの実用化、世界的ナノテク拠点の形成を目指す「つくば国際戦略総合特区」を推進し、つくばや東海の最先端テクノロジーにより、日本の科学技術をリードする支援策を国と協調して展開すること。
238. 「J-PARC」（大強度陽子加速器施設）の安全性を確保し、利用促進による新技術・新産業の創出を図ること。
239. つくば・東海の最先端科学技術の集積を常にリノベーションし、「産業技術イノベーションセンター」を活用して、「いばらきブランド」の新産業を創出する産官学の緊密な連携と強力な支援体制を構築すること。
240. 高い技術の企業と研究教育機関が集積する県北地域の再構築を図るために、新たな製品開発にチャレンジする企業への支援策を充実させること。その際、選択と集中を意識し、製品化まで到達できるような思い切った支援を実施すること。
241. 県内のベンチャー企業や大学・研究機関などの研究・技術シーズを具現化・製品化するために有効な手段のひとつとして、高度なものづくり力のある県北の中小製造業とのマッチング会を実施すること。更に、マッチング成立を促すために、試作費用の一部を補助するなどの促進策を実施すること。
242. デジタル化は、全ての業界で推進していくべきことであるが、土木建築業界は、中小企業・小規模事業者が多く、研究開発に資金を投入できない。このため、業界としてデジタル化が推進できるよう支援すること。
243. 茨城県産業技術イノベーションセンターは、県内産業の発展のため、技術開発やイノベーション創出を目指しているが、県内企業のニーズを捉える手段を整えること。また、これからの自動車産業や宇宙産業の技術開発ニーズの拡大を先取りし、本県に足りない衝撃試験装置などの整備も検討すること。

244. 地域のコミュニティ拠点としての商店街づくりや、潜在化している地域資源などを活用したまちの賑わいづくり、空き店舗の有効活用など、商店街の元気づくりや地域の活性化に積極的に取り組む商店街を支援すること。
245. 女性活躍推進法による「いばらき女性活躍推進会議」を中心に女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定すること。  
職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にするために必要な環境整備に努めること。
246. 企業において女性が働きやすい職場づくりを推進するため、各業界のトップ層向けのセミナーや企業訪問を通して、意識啓発に努め、取り組みが優れている事業者の顕彰制度を充実させること。
247. U I J ターンズの促進、特色あるインターンシップや企業セミナーなどを通し、若者の県内定着を図ること。
248. 茨城県出身者が在籍する大学との連携を強化し、県内企業の採用情報を積極的に発信し、県内企業への就職を促進すること。転職者向けの採用情報についても県内出身者が情報に接触しやすくなるよう「いばらき就職チャレンジナビ」などの情報発信力をさらに強化すること。
249. インド高度人材の獲得と就労支援と定着に注力すること。
250. 出産後に働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進など、女性が出産や育児をしやすい環境の整備に努めること。
251. 働く女性が第一子出産後退職する割合は5割を超えるなど、キャリアを築きにくい現状を変革するため、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境を整備すること。
252. 若者等を対象とする公共職業訓練の内容の充実を図り、職業的自立が果たせるよう職業能力の向上や就職促進を図ること。  
また、就職氷河期人材の民間での正社員化の支援を強化すること。  
そして、県においても採用枠を定めて就職氷河期人材支援を促進すること。
253. ものづくり産業の育成を推進するために、産業技術専門学院における訓練内容の充実や、大学、産業支援機関等との連携の強化による企業の未来を担う若手技能者の人材育成や技術力のあるベテラン技能者の高度で専門的な技能の伝承そして強化に取り組むこと。  
また、産業技術学院の効率化も必要であるが、統廃合以前に、産業振興の観点から、地域で必要とされている人材の育成を調査すること。そして、それに沿った改革を行うこと。
254. 茨城の産業や福祉は、外国人人材がいなくては成り立たない。大胆な外国人人材の受入体制の整備と適切な企業勤務の配置、報酬体系のモデルの呈示など外国人労働者の整備を図ること。
255. 県内中小企業の人材確保と定着への支援策として、奨学金返還支援制度の取り組みを行うこと。
256. 「いばらき量子線利活用協議会」において、コーディネーターを現状の2名から増強および組織化する、また窓口をQ S T内に設け身近な相談体制を構築すること。

257. 県北地域、特に日立市においては、中核企業の事業再編により、多くの大手企業の工場が立地することとなった。この状況を活かして、中小製造業の活性化を図るために、これらの企業特に本社も巻き込んだ地元の中小製造業との技術交流会を実施すること。
258. 最低賃金の引き上げを推進するとともに中小企業の付加価値生産性を向上させ、価格転嫁できる企業への育成をすること。同時に、中小企業の事業継承や統合・合併への支援をすること。
259. 官民連携のリスクリング強化を推進し、ICTスキルを向上させる資格試験等に補助を実施すること。

## VIII 農林水産分野

260. 農業経営、担い手づくりのために、営農継続や担い手づくりの為に、以下のような施策を実施すること。
- ・ 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営が出来るよう資金面での助成の拡充を行うこと。
  - ・ 経営継続補助金等の支援策について継続的に措置・拡充されるよう国へ働きかけること。
  - ・ 経営者マインドの向上、強い農業経営体の育成のため、学びの場を充実させ、県農業参入支援センターの更なる取り組みの強化を行うこと。
261. 農業用使用済みプラスチック処理が実効あるものとなるために、県園芸リサイクルセンターの運営経費が適切なものとし、農業者の費用負担増加を抑制すること。
262. 畜産業の生産体制の充実や販路拡大、牽引役として高級感や上質感を醸成する銘柄畜産物のブランド化の一層の推進などにより、畜産経営の安定化を図ること。付加価値の向上や差別化を進め、収益力や国際競争力の強化を図ること。
263. ワクチンの接種や衛生管理対策等、農場で対応を徹底しているが、CSF（豚熱）が発生してしまった場合、速やかな手当金の早期交付や融資等の拡充を実施すること。
264. 「儲かる農業」に意欲ある農業経営者を育成し積極的に支援するとともに、一方にある農業者の高齢化などによる耕作放棄地の増加に備えるなど、小規模・零細農家への支援を充分に行うこと。
265. 温暖化の進行に対応するため、農産物、特にコメの品種改良が必要である。温暖化に適応した食味の良い県オリジナル米の開発を急ぐこと。
266. 農業生産所得の向上に取組み、農家や農業者の所得増強と豊かさが実感できる農業政策を推進すること。
267. 農業用のため池による災害のリスクを低減するため、本県の農業用防災重点対象のため池36箇所に対して、対策スケジュールを明確にして早急に対策を実施すること。

268. 平地林や里山林など森林環境の保全に努めるために、森林湖沼環境税を活用し、計画的な森林の間伐など森林整備を進めること。
269. 漁業、林業の後継者の育成とともに成長産業化に取り組み、漁業、林業の振興と経営の安定を図ること。
270. 農業分野でのロボット技術やICTを活用したスマート農業を推進するよう、超省力・高品質生産を実現するため先進プロジェクトを選定し、生産性が高く魅力的な茨城農業を国内や世界にアピールすること。
271. 茨城農業の中核となる認定農業者を育成し支援するとともに、IターンやUターン、地域おこし協力隊からの新規就農など多様な農業の担い手の確保と育成に取り組むこと。
272. 県農業関係機関及び農業者との更なる連携の為に、県営営農支援センター支援の拡充を行うこと。
273. 種苗法改正に伴い、県育成成人種の利用のための費用の増加や手続きの負担増加が無いように配慮し、正確な情報発信に努めること。
274. みどりの食料システム戦略で掲げる環境に配慮した農業の生産技術の普及と定着に努め、茨城県一体となったブランドの確立と新たな販路の拡大に向けた施策を講じること。
275. 「儲かる農業」を実現するために、生産性の高い農業経営と経営感覚に優れた農業経営者を育成することが必要である。そのために農地中間管理機構の活用による規模拡大と6次産業化農産物販売促進や農産物輸出に取り組むこと。  
更に、衛星画像を活用した作付確認の実施等革新的技術による推進事務等の効率化に向けた事業を実施すること。
276. 「儲かる漁業」に意欲ある漁業者を育成し積極的に支援するとともに、「育てる漁業」に更に力を入れて取り組み、地域の活性化へ繋げられる支援を充分に行うこと。
277. 令和3年のウッドショックを教訓として、国産材の供給体制の強化を実施し、高性能林業機械の導入に当たっての支援や中小の工務店で構成する組合のような共同購入体の結成の支援、長期契約の推進を図ること。
278. 日本一のレンコン産出県として、食味を分析する官能調査を実施し、更なる品質向上による販売拡大戦略を策定すること。
279. レンコン出荷の方法としての真空パック出荷に際して、包装技術と広告手法の高度化を図ること。
280. 霞ヶ浦で釣りができる環境整備を行うこと。釣り人のマナー向上を図るとともに釣り客の駐車場を整備すること。
281. 米の消費量が減少している中、米粉の利用促進に向けて、国と連携のもと、生産から流通・商品開発・販売、食育まで含めた県内の総合的な体制整備や普及活動を実施すること。
282. 罹病した麦の流通を未然に防ぐため、圃場における罹病株の早期発見や発生状況の情報共有が行える県と関係機関・団体との連携体制の構築すること。  
更に、県産麦の安全確保のため、生産者に対して施設等荷受け前のDON検査の実施を指導する

- とともに、必要な防除対策を講じていた生産者に対しては、検査費用の助成を実施すること。
283. 本県の甘藷の生産が拡大するなか、サツマイモ基腐病の対策を強化すること。
284. 高病原性鳥インフルエンザ対策における分割管理の推進するために、費用対効果を検証して分割管理設備改修の補助を国に働きかけるとともに、県独自の補助を実施すること。
285. 本県主力の園芸作物をはじめとした適正な価格形成の仕組みの構築を国へ働きかけること。
286. 農業生産資材高騰対策について恒久的な影響緩和対策の創設を国へ働きかけることと、「茨城県肥料価格高騰緊急支援事業」についても、幅広い農家を対象とした影響緩和対策の予算措置を講じること。
287. 「飼料価格高騰緊急支援対策事業」の継続、稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の県内輸送や保管に対して支援すること。  
並びに、飼料自給の定着化および拡大のため、飼料自給の生産者の資材費高騰の負担軽減を図ること。
288. スマート農業技術など先端技術の生産現場での検証とその結果を踏まえた活用事例の情報発信や横展開を推進すること。
289. 規模拡大や生産性向上を目指す農業者に対して、必要な農業機械・施設整備の支援すること。
290. 環境保全型農業に取り組むにあたっては、新たに導入する技術に対応した施設や機械、資材等が必要になる場合もある。その取組を増やすために、技術的な指導体制の整備に加えて、例えば化学肥料の代替として有効な堆肥の活用等に対する農家への支援を実施すること。
291. 夏季の高温に対応した農作物の収量・品質安定対策について、対策技術の周知徹底や高温耐性品種への切り替え、将来的な新品種の開発・普及を行うこと。併せて販売促進への対応も行うこと。
292. 本県農業の持続的な経営の確立と生産物の品質向上のため、農家へのGAP普及の取組を実施すること。  
また、国際水準GAPの指導体制を強化するとともに、審査・認証費用等の取得への支援を実施すること。
293. 農泊を推進すること。古民家の活用とリンクさせること。
294. 現在、推進中の土地改良事業を見直し、適正規模の再設定と費用対効果のある事業とすること。
295. 農産物の出荷作業において発生する農産物残渣を利活用し、新たな産業化を図ること。
296. 霞ヶ浦における未利用魚の利活用のために、絶対量の確保とそのための補助金設定、および加工時に発生する精製物の利活用を研究し、霞ヶ浦の新しいブランド製品を推進すること。
297. レンコン栽培の障害となる「レンコンネモグリセンチュウ」「ジャンボタニシ」「カモの食害」対策の研究を進め、日本一のレンコン産地の保護と優良レンコンの栽培に県の施策を推進すること。

## IX 土木分野

298. 局地的な豪雨災害対策として、河川整備は当然のこととして、「流す」という従来の考えに、「ためる」対策、浸水してもその被害を軽減する「備える」対策への発想の転換を取り入れた総合治水対策に取り組むこと。具体的には「田んぼダム」の事業については、流域治水の効果的な箇所に整備をすること。などを早急に検討すること。また、流域治水を推進し、事前防災対策を強化すること。
299. 県有ダムの底泥を浚渫して貯水能力を向上し、ダムや樋管の運用の最適化に取り組むこと。
300. AIを活用した洪水リスク予測システムを導入し、広く県民が利活用できる環境を整備すること。
301. 中小河川も含め簡易水位計の設置を促進して、洪水予報河川と水位周知河川の越水・決壊早期警戒予防の発信の高度化を図ること。
302. 都市基盤整備の基礎的条件である治水上の安全性を高めるとともに、関連事業の推進を図るため、水戸市内の河川（新川・石川川・西田川・沢渡川・境川・涸沼前川・桜川・逆川）の改修事業を促進すること。
303. 那珂川無堤防地区の堤防整備を強力に促進すること。
304. 那珂川などの本川に合流する県管理の支流において、河道の採掘、築堤などの整備を行うこと。
305. 坂東地域の水防対策として、①西仁連川の堤防かさ上げ、②利根川無堤防地域に築堤、③同無堤防地域の整備強靱化を実施すること。
306. 鬼怒川や小貝川からのバックウォーター現象により越水や決壊する危険性ある八軒堀川、飯沼川、将門川の治水整備事業に取り組むこと。
307. 海岸部の津波対策、津波避難対策を進めること。
308. 日常的に、地元の工事建築事業者は緊急対応や休日当番など地元の土木行政を支えている。災害の対策・復旧工事には、地元の工事事業者を活用して迅速且つ効率化を行うことと検討すること。
309. 市街化調整区域内で廃止となった学校等公共施設の跡地利用に対して、地域の実情を踏まえた弾力的でかつ迅速な対応を可能とする開発審査会の包括承認基準の設定に取り組むこと。
310. 鹿島港の北公共埠頭地区、外港地区の整備を推進すること。
311. 高齢者夫婦世帯・高齢単身世帯の持ち家が老朽化し、県営アパートへ住み替えたいとの希望があっても、資格要件の持ち家条項に抵触するため、入居できない。一方、売却しようとしても老朽化した住宅は売却が進まないなどの課題もあり、容易に入居条件を満たさない場合もある。  
公営住宅の目的に鑑みて、入居条件の柔軟な適用を検討すること。
312. 県営アパートの入居者の高齢化と単身化が著しい。認知症の発症など入居者が介護認定されるなどが懸念される。土木部と保健福祉の連携を図り、基本的な対応方針を策定すること。

313. 県民が健康で安心して住み続けられる県営アパートを目指すためにも、空き施設に民間事業者を誘致して、診療所やコミュニティ活動拠点、食料品店を整備したり、子育て世帯向けの住戸用として、思い切ってリフォームする住戸を増やすなど、ソフト面につながる取組を実施すること。
314. 大学と連携し、学生を上位階に低価格で住まわせ、下位階の高齢者の手助けなど自治会活動に参加してもらい、団地コミュニティの活性化につなげる取組を実施すること。
315. コミュニティの活性化に配慮しながら良好で持続可能な住環境を確保するために、茨城県独自の県営住宅健康団地推進計画を策定すること。
316. 煙害によるアレルギー対策として、県営アパートの分煙化、そして新しく建設する場合には、禁煙エリア（部屋、棟）を設けること。
317. 通学路に指定されている県道の雑草が繁茂して通学路の役割が果たせないとの指摘があることから、常に、通学路の点検を実施して、非安全な箇所が無いように取り組むこと。
318. インフラの老朽化が深刻化しており、長寿命化対策を確実に実施するために、十分な予算を確保すると同時に、データベースの構築や民間の車両を活用した保全情報の収集など最先端の予防保全技術の導入を実施すること。
319. 長年の懸案であり地域の要望の多い国道6号千代田石岡バイパス4車線化整備事業を完成し、国道6号善の県内全域4車線化を実現すること。
320. 県道354号線「水海道有料道路」の無料化を実現すること。
321. 災害時のライフライン確保の手段として、電力線や通信線を地中化する無電柱化を推進すること。今後の道路整備に当たっては、電線共同溝の設置を検討し推進すること。
322. 国道6号酒門六差路の立体交差化を整備すること。国道6号・国道50号交差点の立体交差化を整備すること。
323. 「首都圏中央連絡自動車道」の4車線化、「東関東自動車道水戸線」の早期全線開通を促進すること。
324. 国交省が推進しているスマートインターチェンジ整備事業の一環として、日立中央ICと日立南太田ICの間に、及び土浦北ICと桜土浦間ICにもスマートインターチェンジを設けることを検討すること。
325. 都市計画道路県庁南大通り線の延伸を図ること。
326. 主要な都市間を結ぶ国道6号バイパス（牛久土浦、土浦、千代田石岡）、50号バイパス（結城、下館、協和）、354号バイパス（境岩井、岩井）、354号バイパス4車線化（土浦市）、125号バイパス（つくば）などの道路整備を促進すること。国道4号の県内4車線化を早期に進めること。つくばエクスプレス沿線各駅へのアクセス向上のため、野田牛久線（都市軸道路）等の整備促進を図ること。
327. 渋滞の緩和、安全対策、利便性の向上、さらには合併に伴うまちの一体化などを目的として、市町村から要望の強い道路の整備に積極的に取り組むこと。特に、都市計画道路中央大岩田線（土浦市）、真鍋神立線（土浦市）、県道飯岡石岡線バイパス（石岡市）、国道125号バイパス（つくば市）、県道石岡田伏土浦線志戸崎・田伏バイパス（かすみがうら市）、主要地方道取手つくば線バイパス（つくばみらい市）などの整備促進を図ること。

328. 古河市内都市計画道路「125バイパス・新町三杉線」の早期完成を図ること。
329. つくば霞ヶ浦りんりんロードの街路樹の管理計画を策定し、サイクリストの安全で好感度の高い走行空間を確保すること。
330. 国道6号日立バイパスの南伸工事の早期着工を国に強く働きかけること。国道6号大和田拡幅事業の早期施工完了を国に要望すること。真弓トンネルを、合併市町村幹線道路整備事業として早期完成を図ること。国道245号線(久慈大橋)の早期竣工を図ること。県道60号(山側道路)の北進、日立市の「中所沢川尻線の事業」の早期完成を図ること。
331. カーボンニュートラル産業拠点創出のためのインフラ整備として、国道293号の日立港から国道6号までの区間の4車線化を推進すること。
332. 県道戸崎上稲吉線の未拡幅区間および歩道整備を推進して、神立駅を中心とする生活道路の整備を推進すること。
333. 筑西幹線道路など県内各地域の主要幹線道路等の整備を推進し、「県土60分構想」を実現すること。
334. 高齢化社会に向けた街づくりとなるスマートシティ、スーパーシティ、コンパクトシティなどの構想を市町村の立地的成果計画等に活用するよう指導すること。
- 加えて、都市のリスクを回避する「茨城型田園都市構想」を策定して、健康で文化的な成熟した地方都市を構築すること。
335. Park PFIを活用して県有都市公園の賑わいと活性化を図ること。
336. 借楽園有料化を機会に、園内の整備やサービスの向上に努め、借楽園ならではの観光魅力の向上を図ること。観光客の集中する「梅まつり」期間に偏らない通年での集客と取り組むこと。
337. 通学路は勿論の事、民間施設も含めて県内の危険なブロック塀の補修、撤去に関わる対策を図ること。
338. オートバイの需要が高まり、台数も大きく増加している。二輪車専用の駐輪場について、増設やオートバイ専用化を実施すること。
339. 国道6号線中貫交差点の渋滞緩和のため交差点改良を実施すること。
340. 国道354号おおつ野交差点地点の渋滞を解消し、土浦協同病院への緊急搬送に揺れない品櫃の交差点改良を行うこと。
341. 公共工事において、週休二日を踏まえた工程設定、諸経費、労働単価の補正を実施すること。
- 天候による作業不能日や猛暑日を勘案した適正な後期と歩掛のせって、提出書類の合理化推進を進め、人材不足に多雨王できるような改善を実施すること。
342. 水害等による逃げ遅れが発生しないよう、視覚障がい者向けの情報伝達方法において、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策促進法に適應した対応を至急講じること。
343. 地域建設業は、地域経済を支え、災害発生時には最前線で即応体制を求められ、地域の守り手として重要な役割を担っている。しかし、建設業の担い手は、高齢化が加速的に進行しており、近年で3割も減少しているとの報道もある。建設業の将来を担う若手労働者の確保のために、イメージアップを図る啓発活動を実施すること。

344. 建設現場においてもDX化が求められている。中でも、i-Consturactionの活用が急務であるが、中小の建設業では、導入できる人材や資源に乏しいため、導入に向けて支援を実施すること。
345. 所有者不明土地の利用を円滑化して、地域経済の活性化を図るために、低未利用土地の譲渡条件の一部である所有者土地対策計画の策定が必要となっている。市町村に対して、所有者不明土地対策計画を策定するよう働きかけること。
346. 公共事業における測量設計業務において、安全性確保及び品質確保のために、測量士、士補などの資格者が複数（例えば3名以上）所属していることや専門職能継続学習（CPD）ポイントの保有数基準を設ける（例えば20ポイント以上など）などの対策を実施すること。
347. 県管理の1級水準点について、常に最新の標高を閲覧できるよう5か年の計画を策定し、計画的に改測すること。
348. 河川の距離標について、災害時の緊急測量時には、作業効率を高め迅速に災害査定を実施するために必要である。県管理の河川に距離標を設置すること。
349. 自家警備の活用は、イベントなどの安全性確保の観点から限定的とすべきであり、そのガイドラインを定めること。
350. 河川の越水による水害を防止するために、県内河川の浚渫の実効性ある計画を維持できる計画を策定し、その予算も確保すること。県は、市町村管理河川に対しても状況掌握と改修計画に対する助言を行うこと。
351. 道路の側溝内の堆積物があることにより、浸水被害が拡大する。側溝の流下能力を維持できるような手法の確立を図ること。
352. 日立有料道路の通行料金の償還期限が、耐震化工事費用に充てるとして延長されているが、長く使用してきださっている利用者還元を目的として、料金の減額、例えば半額にするなどを検討すること。
353. つくば霞ヶ浦りんりんロードは当初計画に基づく整備がなされたが、今後は新たにサイクリストから寄せられる要望や苦情に能動的に対応していかななくてはならない。ナショナルルートに相応しい走行環境の整備、特に安全対策には無事故を標榜して積極的に対応すること。
354. 新規事業化が決定した常磐道に接続する2つのスマートインターチェンジ(土浦 SIC・守谷 SIC)の具体的事業化に県として指導と助言を惜しまず早期完成を目指すこと。

## X 防災分野

355. 救命率の向上が期待される救急車到着前に急病人やけが人を応急手当とする「市民救急活動支援員」の養成制度を創設して、救命活動の意識向上や知識と技術の習得に取り組むこと。
356. 防災対応力を強化するため、消防の広域化を進めるとともに、市町村や一部事務組合が共同で行う消防救急無線のデジタル化や共同司令センターの整備を促進すること。  
また、消防救急無線のデジタル化等を踏まえ、防災情報ネットワークシステムを再整備すること。
357. 消防団員の新規加入の促進、待遇改善、女性消防団の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成に努め、地域の防災力の強化を図ること。消防団組織の近代化を進め、開かれた組織を目指すこと。
358. 被災者支援に関わる「災害救助法」「被災者生活再建支援法」の見直しを、国に強く求めること。
359. 防災士資格取得を支援奨励し、防災士の育成強化を図ること。防災士をリーダーとして、災害対応マニュアルやマイタイムラインの作成などを支援する施策を実施すること。  
また、防災大学の認知度も上がり、受講競争率が高く受講できないとの声も聞くため、研の防災大学の定員を倍増すること。
360. 国（防災科学技術研究所など）や民間の研究所、ボランティア団体などと包括的な防災協定を締結し、大規模自然災害発生時の被災者支援システムの構築を市町村と連携して行うこと。
361. 市町村の枠組みを超えた広域避難体制の整備や県内すべての市町村の防災タイムラインの作成を支援すること。県民に対して「マイタイムライン」の作成を促すこと。タイムラインの作成に当たっては、農業用水を管理する農業水利組合や市町村との連携強化を図ること。
362. 感染症対策を考慮した、避難所のキャパシティ、必要資機材の確保、運営体制の確立を行うこと。加えて、地区防災計画の拡充を図り、それを地域防災計画へ反映させること。
363. 災害発生後に必要となる防災備蓄品について、想定される避難者に真に必要な種類、必要な量が確保されているかどうかを調査し、不足に対しては各市町村を指導すること。
364. 災害発生後の避難所におけるトイレの確保に関して、避難所のトイレの使用制限を含めたトイレ使用準備のマニュアルの整備、簡易トイレやトイレトーパー、ウエットティッシュの備蓄の確保状況を調査し、避難生活に支障が無いことを確認及び不足している場合には市町村への市道を行うこと。
365. 防災力向上の為に、以下を実施すること。
- ・市町村を經由して、各対象施設へ丁寧な作成の依頼と作成目標の明確化などの見える化を図り、避難確保計画の整備促進すること。
  - ・「いばらき地区防' z」を立ち上げ、地区防災計画の浸透を図ること。

- ・防災リーダーの活躍の場を増加させると同時に、県職員の防災リーダー取得を奨励すること。
  - ・昨今の新型コロナウイルス感染症との複合災害の対応について地域防災計画や避難所運営マニュアルに反映すること。
  - ・避難行動要支援者の避難体制の整備の為に、防災部門と介護部門が連携して避難行動要支援者の個別計画作成推進を図ること。
  - ・避難行動要支援者の個別計画未作成の方の現状把握とその要因分析を行い、対策を講じること。
  - ・避難行動要支援者の個別計画の作成には、ケアマネージャーの活用を制度化すること。
366. ITCを活用した災害時の情報提供システム（スマートメディア・システム）の導入を検討し、市町村の情報発信体制のプラットフォームを提供すること。
367. ケーブルテレビなど地域メディアを活用して災害情報の発信提供機会の拡大を図ること。
368. 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に沿った、市町村の受援体制構築を促進するために、市町村の抱える課題についてアンケートを実施して吸い上げ、早期の受援計画作成100%を達成すること。  
その際には、是非、実効性が上がるよう有効な訓練や第三者による点検も併せて実施すること。
369. 東海第2原発の20年運転延長、再稼働については、UPZ圏内の人口が約92万人にのぼり、避難計画の策定が難しい現実も考慮したうえで、県民の意見を広く聞いて判断すること。
370. 東海第2原発は再稼働しない場合でも、放射化した原子炉機器や使用済み燃料の保管などのため、安全性確保は必要であり、堤防の嵩上げなどの安全対策を引き続き進めること。過酷事故発生時の避難計画作成も速やかに進めること。
371. 原発依存度を低減しつつ、将来的に東海第2原発は廃炉とすることも視野に入れ、東海地域の産業構造の転換と活性化策を構想し、早期に具体化すべきである。同時に根幹となる日本原子力発電(株)の業態改変の可能性も検討するよう国に対して申し入れること。
372. IT技術を活用した避難通知システムを導入するなど市町村へ働きかけ、防災体制の強化を図ること。
373. 市町村が主体的に対応することになる「内水氾濫」に対して、県の助言と財政的な支援を実施すること。内水氾濫ハザードマップについては全市町村分を関係し、利活用方法を徹底すること。
374. 災害発生時に的確な判断と対応ができる防災士の員数増加を図るための防災大学校開催回数増加と茨城県防災士会が最新の情報とスキルで活動できる体制の強化を図ること。茨城県防災士会の拠点事務所設立の支援をすること。
375. 能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災を教訓に住宅などへの感震ブレイカーの設置を促進すること。設置促進においては、購入・設置への費用を助成すること。
376. 台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大しているなか、県においては調節地や田んぼダムなど、減災対策に取

組んでいる。今後、県庁内の調整や各市町村が流域全体で雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる対策等を推進するため、県庁内に仮称・総合治水対策室の設置を検討すること。

377. 避難所の環境改善のために「スフィア基準」を導入すること。避難所生活に伴い災害関連死を発生させてはならない。県がリードして「茨城版スフィア基準」を策定して国をリードして欲しい。
378. 東京電力福島第一原発2号機から試験的に取り出された熔融核燃料(デブリ)が搬入された大洗原子力研究所における事故を絶対に発生させないこと。大洗研究所と大洗町との連携は密にして、事故をも想定した安全対策を作成し公表すること。
379. 避難行動要支援者の支援を早急を実現すること。
380. 高齢者、外国人、視覚障がい者を含む障害者に対して、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策促進法に則った災害に関する情報の即時性を担保すること。
381. 新旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に係る補助を継続するとともに、耐震診断士養成、所有者に向けた啓発活動の強化に取り組むこと。

## XI 教育分野

382. コロナ禍の学校休業で経験したICT端末の活用について、課題を洗い出し、改善策を検討するために、各学校へのアンケートなどを実施すること。  
併せて、休業後に、心の問題を抱える児童・生徒の実態を調査し、そのケアを拡充すること。
383. 経済的に厳しい状況に置かれている高等教育の学生に対して、就学が継続できるよう奨学金の拡充などの支援策をさらに充実させること。
384. 理科教科担任制度導入や小学校理数教員の特別枠採用などにより、理数教育を充実し、科学技術創造立県いばらきを支える人材の育成を図ること。
385. 地域の中の学びを重視した特色ある教育活動を展開するため、学校と地域との連携をさらに強化し、コミュニティスクールの導入を推進すること。
386. 論理的思考や道徳など、最近追加された教科における学習評価の方法について、現場の教員に対して、具体的な指示及び相談体制の構築を実施すること。
387. 登下校時の通学荷物の軽量化のために置き勉の適切な推進に早急に取り組むこと。
388. 公立小学校等の適正規模化による統合が実施され遠距離通学対策としてスクールバスが運行されているが、開始後一定期間で補助が縮小され、その後の市町村の財政負担が懸念されることから、継続した支援を行うこと。
389. 常総市立水海道中学校夜間中学の運営への支援に取り組むこと。

390. 英語教育の充実のため、教員研修の充実や外国人講師(A L T)の増員などを行い、日本の未来を担う国際感覚豊かな人材育成に努めること。学習時間のすべてを英語だけで行うなど積極的な英語の授業を実行すること。
391. I C T教育を充実し、情報通信技術の飛躍的進歩に対応するとともに、高度情報通信社会で活躍できる人材を育成すること。情報リテラシー教育を進め、ネット社会の負の部分から子どもたちの生命と生活を守ること。
392. 不登校児童・生徒の学びの確保に向けて、民間のフリースクールや居場所等との連携を強化し、財政面も含めた支援体制を強化すること。
393. 増加し続ける不登校に対する対策を強化し、未然防止を推進するとともに、復学支援に努めること。学校内フリースクールの設置と運用を強化すること。
394. 思考力・判断力・表現力などを磨き、時代の変化に対応できる問題解決能力の育成につながるプログラミング教育を充実させること。小中学校でプログラミングを指導できる人材を確保し、専門家が直接児童・生徒を指導できるプログラミング教育特区構想を実現すること。
395. 外国人労働者の子弟に対して、プレスクールを設置するなど、的確なカリキュラム策定や、通訳の配置などにより受け入れ態勢の強化を図ること。県として受入れする学校にガイドラインを策定すること。日本語教育の充実を図ること。
396. ダイバーシティ&インクルージョンに「エクイティ(公平性)」の考え方を発展的に導入してジェンダー平等の持続的な茨城県を構築すること。その際には「エクイティ(公平性)」と「イクオリティ(平等性)」の本質的違いへの理解を促進すること。
397. 不登校に対する学習機会を増やすため、オンラインによる授業の視聴ができるように検討すること。
398. いじめや体罰を撲滅するために、以下について、強力に推進すること。
- ・スクールカウンセラーの配置や生徒同士の絆づくり、「こどもホットライン」などにより、いじめや差別を行わない豊かな心づくりを進めること。
  - ・「いじめ・体罰解消サポートセンター」や「いじめなくそう！ネット目安箱」、「いじめ解消サポーター」を活用し、いじめや体罰の早期発見と早期対応、解消に全力を挙げること。
  - ・「体罰防止マニュアル」の徹底により、体罰の根絶を図ること。
399. いじめ被害を減少させるために、A Iで過去のいじめデータを分析し、いじめの深刻化を予測する「いじめ予測分析システム」を導入すること。
400. 子どもたちがいつでも安心して相談できる体制を整えるために、L I N Eによる「いばらき子ども SNS 相談」を継続すること。
401. 教育現場の働き方改革を推進すること。教諭が児童生徒の学習指導や成長に向きあう時間を創出して、「児童生徒にとって、教師こそ最高の環境」との教育現場を構築すること。
402. 経験豊かな教員が大量退職期を迎えることから、高い教育技術と経験を継承し、学校教育の現場で良き伝統の力を発揮できる優秀な人材確保策・育成を進めること。
403. 教員の不祥事の絶無を期すること。コンプライアンスの徹底をするとともに、パワハラ、セクハラなど教職員に対するハラスメント教育を充実させること。

404. 本県独自の少人数教育を県立高校までに拡大すること。改正義務教育標準法により35人学級化が実現することから少人数教育予算を価値的に活用し、教職員確保に努め、質量ともに充実した教育環境を整備すること。
405. G I G Aスクール構想におけるI C T端末を使用した際の現場での失敗や不具合事例を共有して、それを他の先生が調べて活用できるようにするポータルサイトを作成し、広く教諭が情報共有できるようにすること。
406. 小中学生に一人一台のI C T端末を整備するG I G Aスクール構想は実現したが、継続的に活用をしていく必要がある。  
劣化によるバッテリーの更新や持ち帰りのための追加のA Cアダプター、操作性向上のためのマウスといった周辺機器、そして、今後更新を迎えるI C T端末の予算措置について、検討を行い、明確化すること。
407. デジタル教科書の導入については、その特性を評価して導入に対する方針を各市町村へ示すこと。また、配布する場合は、無償とすることを国へ働きかけること。
408. 子どものインターネット利用を取り巻く状況は、様々な課題がある一方、ポジティブに活用する必要がある。  
そのため、利用に当たってのルールや規制を行うだけでなく、判断や自律に重きを置く、デジタルシティズンシップの考え方の浸透を図ること。
409. 学校における危機管理マニュアルが、実効性があるかどうかを第三者が点検してアドバイスする所謂『学校防災アドバイザー』の派遣も制度化して、県教委として自然災害に対する学校防災のレベルアップを図ること。
410. 防災教育は、現在も学校安全計画の中で、綿密に実施されているが、子ども自身が防災の知識を身に付け、自分で安全を確保できるようにするために、そして更に実効性を上げるために、先生が居ない場合を想定し、自分たちで避難経路や配慮事項などを話し合い、実際に避難してみても振り返りを行うなどの実践的な避難訓練や防災の専門家を交えて実施すること。
411. 防災学習などに活用する動画映像には字幕を採用して聴覚障がい者への配慮を怠らないこと。
412. 県立高校においても通級授業を充実させ、きめ細やかな生徒指導を行うこと。教諭の特別支援教育への専門性の向上を図ること。
413. つくば地域の県立高校不足の解消し、東京流出を防止するためにも、県立高校の再編計画を見直すこと。通学手段の確保に取り組むこと。
414. 災害時に避難所となる小中学校の体育館、特別教室にエアコンの設置及びトイレの洋式化を推進すること。加えて多種類の電源を設置すること。
415. 児童・生徒及び教師の精神的安定に寄与することを期待して、校舎の内張を木材とすること。更に、木材は、県産木材を使用すること。
416. 経済的に余裕のない世帯の高等学校等への入学時に必要となる費用の負担を軽減するため、給付金制度の創設を図ること。
417. 子どもの貧困防止のため、更なる教育機会の拡大や放課後子ども教室の拡充を行うこと。
418. 特別支援学校の教室不足解消やバリアフリー化など、教育環境の整備を図ること。

419. 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の周知を図り、「家庭教育支援チーム」の育成を図るとともに、主体的な家庭教育が困難な家庭に対し、訪問型支援等を積極的に展開すること。
420. 子どもの発達に応じた家庭教育支援資料を活用し、家庭教育の重要性を啓発し、家庭教育力の向上を図ること。
421. 県生涯学習センターを活用し、県民の多様な生涯学習ニーズに対応できる様々な学習機会を提供すること。  
市町村や大学、民間等とのネットワーク化により、県民の生涯学習の機会を充実させること。  
県内5つの生涯学習センターを県の責任で一層充実させること。
422. 本物の文化芸術に直接触れたり、創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て、感受性豊かな人間として成長するように子どもたちの文化芸術活動を推進すること。
423. 県民に良質なリカレント教育を提供するために、産業界のニーズを反映した技術系講座の開設や各地域の大学や高等専門学校とも更に連携した、その地域ならではの魅力ある講座の開設を実施すること。
424. 「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」を社会全体で推進するため、就学前教育と小学校教育との円滑な連携・接続のための体制の強化を図ること。特に保育園との連携を強化すること。
425. 県立高校における1人1台のパソコン端末の整備を行なうこと。
426. 特別支援教育の充実を図り、個々人の特質にあった能力の開発に努め、適切な就労機会を確保し、且つ自立して卒業できるよう一層精力的に取り組むこと。
427. 特別な教育的支援が必要な子どもに対し、早期教育相談体制を強化するとともに、校種間での円滑な接続のために、個別の教育支援計画の作成・活用を推進すること。
428. 特別支援教育における切れ目ない支援体制の構築するために、福祉と教育との垣根を払い、地域の医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携の場を設けること。
429. ICTスキルを早期に身に着け、社会進出を大きく促すためにも、情報活用能力などを含む将来の進路選択につながるカリキュラムの充実、拠点校からのリモート配信による授業は、教員不足やコストの観点からのメリットもあり、更には、登校できない生徒の為に、自宅でのリモート学習により学びを確保すること。また、ICT機器の利活用による学びを充実させるとともに、Webデザインなど新たな分野の門戸を切り拓いていくためにも、自立につながるスキルを身につけられるような環境整備すること。
430. つくば特別支援学校の過密化に対応すること。
431. 特別支援学級の担任教諭の特別支援免許状の義務化と資質向上に取り組むこと。
432. 県南に、水戸高等特別支援学校と同様な高等部を専門とする特別支援学校を新規に設置し、企業就職を目指す職業教育の充実を図ること。
433. 軽度な知的障がいを持つ生徒にとって、水戸高等特別支援学校は社会的・職業的自立を目指す上で、非常に重要な役割を担っている。しかし、定員が少なく受検倍率は1.4倍と多くの希望者が入学できておらず、遠方の学生は通学などに大きな負荷がかかっている。県南・県西地域にも、高等特別支援学校を設立すること。

434. 多様な文化芸術活動を積極的に支援、展開すること。県立美術館等における企画展の充実、県芸術祭の開催や音楽・伝統文化・郷土民俗芸能関係イベントへの支援などを通じて、県民の文化芸術活動を促進すること。そのためにも、収蔵庫容量と収蔵物容量過不足を検討し、示すこと。そして計画的な収蔵庫の増設など、必要な予算を確保すること。
435. 県立博物館や美術館、歴史館などの文化施設の長寿命化を図ること。博物館等の収蔵庫不足の解消に向けて、増設も含めた検討を行うこと。
436. 小中学校の教員不足を深刻に受け止め早期に解消すること。
437. 県内自治体で進みつつある給食無償化の更なる支援のため、補助金等自治体への支援を図ること。
438. 県立図書館の老朽化、狭隘化の解消のため、県立図書館の在り方を検討すること。
439. 貸し切りバスは運転手不足から増便もできない状況である。このような状況の中で、貸し切りバスなどを学校行事で使用する際に、市内の学校が一斉に貸し切りバスを使用すると運転手が足りず運行ができない状況が発生している。貸し切りバスの利用が集中しないように市町村、県において平準化した計画を行うこと。
440. 小中学校体育館のエアコンについては、子どもたちの教育環境改善、災害時の熱中症リスク低減を考え、県でできる範囲は県で、市町村が実施すべき範囲においても、情報提供や指導、更には、補助を検討するなど積極的に推進すること。
441. 生徒が闇バイト等の犯罪に関わることを未然に防止する取組を推進するとともに、ターゲティング広告による警告と特設サイトによる啓発によって、直接若者への働きかけを実施すること。
442. 通級担当教諭の全校への配置、若しくは、地域毎に配置された通級指導担当教諭が各校を巡回することで県内全校において通級指導が実施できるように県内の通級指導体制を整備すること。
443. 公立小中学校におけるいじめの傍観者に焦点を当てたいじめ対策プログラム—K i V a (キヴァ) を活用すること。
444. 学校における不登校の児童生徒への支援として、メタバース登校を導入すること。
445. 「仮称・神栖特別支援学校」の設置にあたり、インクルーシブ教育を実践する地域交流を図る施設を作るなど、将来の特別支援教育の新しい有り方を展望して開校を目指すこと。
446. 教員の働き方改革を不断に進め、月45時間・年360時間を超える在校時間の発生を防止するため、授業コマ数の減少を前提とした短縮、学校行事の見直し、部活動の地域移行を推進すること。
447. 不登校対策の一環として、睡眠指導の重要性が見直されている。総論的な生活習慣改善の運動のみではなく、睡眠不足からくる不登校事例や睡眠の質に関する教材と、2週間分の睡眠時間や朝のすっきり度合いを生徒に記入してもらう「睡眠表」を使って、睡眠時間と体調変化の関係の見える化し、この睡眠表から児童生徒に個別面談などで睡眠指導のほか、その他の悩みや不安を聴きながら、就寝・起床時間の目標を一緒に定め、生活習慣の改善を図る施策を全児童生徒に行うこと。
- 他にも、月に何日の「はよねるデー」を設けるなども検討すること。

448. B型肝炎の偏見差別防止のために教育現場において、副読本「B型肝炎いのちの教育」が全児童生徒に行き渡るような対応を取ること。  
校長先生や教員への「患者講義」の実施し、且つ、中学生への「患者講義」の実施を促進すること。
449. 充実したグローバル人材育成のために、海外で学ぶ意欲のある学生の留学を助成により支援すること。
450. SNSリテラシーの理解を促進し、情報の真偽や善悪、SNSの活用方法を小学校から授業として教育すること。
451. コミュニケーションに課題を感じる児童生徒のAvatarによる教育活動として、対話的で子ども主体のカリキュラムを実現する新たな学びの場として期待される「バーチャル学校」による不登校支援の検討を行うこと。

## XII 警察分野

452. 治安対策強化を図るために、以下を実施すること。
- ・警察官の定員増を図ること。
  - ・警察装備の計画的な更新を図ること。
  - ・個人情報の保護に重きを置きながら街頭防犯カメラ整備を進めること。
453. 深刻化する外国人労働者の不法就労対策の為に、関係機関の連携を深め、悪質ブローカーの取り締まりを強化すること。
454. ハザードマップ内に位置する警察署について、水害時の対応に支障を来さないよう、立地も含め対策を講ずること。
455. 渋滞交差点での「右折信号」設置を推進すること。交差点改良を伴う場合は各部の連携を密にして早期対応を図ること。
456. 信号のない横断歩道近傍にある危険なバス停の特定を急ぎ、その対策を早急に図ること。
457. ニセ電話詐欺や新手の詐欺事犯への対応と相談体制の整備を行うと同時に、金融機関に対して、詐欺事犯への対応を強化するよう促すこと。
458. 厳罰化された「ながら運転」の取り締まりを強化して事故防止に取り組むこと。  
加えて、「あおり運転」の絶無を目指して安全運転教育と取り締まりに厳格に取り組むこと。
459. 全県的に信号設置要望が多いことから、地域住民の要望に応える柔軟で早期の信号設置に努めること。
460. ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者の立場にたった迅速かつ的確な対策を推進すること。また、デートDVへの対応のため、高校性への啓発事業を継続すること。

461. 薬物による被害を撲滅するために、危険ドラッグ、覚醒剤、麻薬などの乱用防止を啓発し、正しい知識を普及させるなど、対策の強化を図ること。
462. 交通死亡事故の大幅減を目指すために、以下を実施すること。
- ・通学路の安全点検、改修を進めること。
  - ・高齢者の交通事故対策を進めること。
  - ・ゾーン30やキッズゾーンなどの設置により通学時の事故ゼロに取り組むこと。
463. 犯罪発生を抑止策として、交番機能の充実、特に日立市日高交番のJR小木津駅前への移転を検討すること。
464. タクシー・バスの運転手不足の原因の一つに二種免許の取得に係る費用や日数の課題がある。
- タクシー・バス会社には、厳格な運転手管理が要求されていることを勘案して、タクシー・バス会社での経験を二種免許取得要件の緩和を検討すること。
465. 30年前に2輪車事故多発を受けて通行禁止となった道路の見直しが進んでいる。オートバイの流行を受け、観光振興にも一役買うことから、更に、過剰な規制となっている道路の通行禁止解除を加速すること。
466. 地域防犯活動を全県に水平展開を推進し、青色防犯パトロール活動を支援すること。青色パトカーの道路証許可の期間を現状の15日から1年程度に期間延長すること。
467. 自動車盗や金属盗などの重大な窃盗犯への取り締まり強化検挙と抑止対策の強化を図ること。





## 茨城県議会公明党議員会

〒310-8555

茨城県水戸市笠原978-6

☎029-301-1390

幹事長 高崎 進  
八島 功男  
村本 修司  
山本 美和